

令和7年度の利用定員の設定について

(教育・保育部会)

令和7年7月30日

▼利用定員の取扱いについて

令和7年4月11日付の国通知により、公定価格における

①定員区分の細分化や②定員超過減算の要件の見直しについて正式に制度改正が示された。

(令和7年4月1日から適用)

<内容 (詳細は2、3ページを参照)>

①定員区分の細分化

定員60人以下の幼稚園・保育所・認定こども園の定員区分の細分化を行う。

②定員超過減算の要件の見直し

保育認定こどもの定員超過減算の適用要件の期間を5年間から2年間に見直す。

<本市の対応(案)>

国の突然の方針変更であったため、制度改正に対応するための機会を例外的に設ける。

利用定員の設定は、これまで原則、年に1回としてきたが、令和7年度は例外的に8月1日からの利用定員を設定する。

●本日の審議を経て、令和7年度の利用定員の変更について県へ届出を行う。

▼目次

1. 公定価格における定員区分の細分化、定員超過減算の要件の見直し(国資料)・・・ P2、P3
2. 令和7年8月1日から利用定員を変更する施設(区域別)・・・ P4
3. 令和7年8月1日からの利用定員(教育・保育給付認定区分別、施設区分別)・・・ P5、P6
4. 参考・・・ P7、P8

令和7年度の利用定員の設定について

公定価格における定員区分の細分化

- 施設の運営に要する費用には、施設の規模に応じて変動する経費（例：保育士の人件費等）と変動しない固定的な経費（例：施設長の人件費等）があり、定員規模によって費用の構造が異なることから、公定価格では、利用定員10人単位を基本として定員区分を設け、それぞれについて子ども1人当たりで単価を定めている。
- 具体的な各定員区分における単価の算定については、各定員区分の上限（例：51人～60人の定員区分では定員60人）の定員数を基に、子ども一人単価に置き直して算定していることから、利用子どもの数の増減による影響を受けやすい比較的小規模な定員規模の施設について、定員区分と利用子ども数との乖離を縮小させるため、定員60人以下の幼稚園・保育所・認定こども園に係る定員区分の細分化を行う。

定員区分の細分化

○認定こども園（1号認定）

区分 (見直し前)	分割	区分 (見直し後)
～15人	＜	～10人
16人～25人	＜	11人～15人
	＜	16人～20人
	＜	21人～25人
26人～35人	＜	26人～30人
	＜	31人～35人
36人～45人	＜	36人～40人
	＜	41人～45人
46人～60人	＜	45人～50人
	＜	51人～55人
	＜	56人～60人

○認定こども園（2・3号認定）

区分 (見直し前)	分割	区分 (見直し後)
～10人		～10人
11人～20人	＜	11人～15人
	＜	16人～20人
21人～30人	＜	21人～25人
	＜	26人～30人
31人～40人	＜	31人～35人
	＜	36人～40人
41人～50人	＜	41人～45人
	＜	45人～50人
51人～60人	＜	51人～55人
	＜	56人～60人

○幼稚園

区分 (見直し前)	分割	区分 (見直し後)
～15人		～15人
16人～25人	＜	16人～20人
	＜	21人～25人
26人～35人	＜	26人～30人
	＜	31人～35人
36人～45人	＜	36人～40人
	＜	41人～45人
46人～60人	＜	45人～50人
	＜	51人～55人
	＜	56人～60人

○保育所

区分 (見直し前)	分割	区分 (見直し後)
20人		20人
21人～30人	＜	21人～25人
	＜	26人～30人
31人～40人	＜	31人～35人
	＜	36人～40人
41人～50人	＜	41人～45人
	＜	46人～50人
51人～60人	＜	51人～55人
	＜	56人～60人

令和7年度の利用定員の設定について

公定価格における定員超過減算の見直し

- 定員超過減算については、平成28年の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する政策について」を踏まえ、利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合の減額調整の要件を、
- ① 直前の連続する5年間（幼稚園及び認定こども園（1号認定）にあたっては2年間）常に利用定員を超え、かつ、
- ② 各年度の年間平均在所率が120%以上であること
- としていたところ、待機児童数がピークであった平成29年から7年連続で減少し、令和6年の待機児童数は平成29年の10分の1以下となっている状況を踏まえ、**①の5年間の期間を、令和7年度より2年間とする。**
- ※ ただし、過去3年間に待機児童がいた地方公共団体は1年間を経過措置期間とし、令和8年度から実施する。

待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について（平成28年3月28日厚生労働省）

II 規制の弾力化・人材確保等

6. 定員超過入園の柔軟な実施

- 2年連続して定員を120%超えて入園させた場合に3年目に公定価格が減額される取扱いについて、待機児童の現状に鑑み、その期限延長を行い、柔軟な実施を促す。

留意事項通知記載

V 乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合（●）

（1）調整の適用を受ける施設の要件

直前の連続する2年度間常に保育認定子どもに係る利用定員を超えており（注1）、かつ、各年度の年間平均在所率（注2）が120%以上の状態にある施設に適用する（注3）。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

（中略）

（注3）令和4年4月1日、令和5年4月1日、令和6年4月1日のいずれかの時点において待機児童がいた地方自治体に所在する施設（事業所）は令和7年度に限り従前の規定のとおりとする。

対象施設

保育所、認定こども園（保育認定2・3号）、小規模保育事業A型・B型・C型、事業所内保育事業

※幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定1号）については、現行「直前の連続する2年度間常に利用定員を超えて」いることが要件となっている。

令和7年度の利用定員の設定について

1. 令和7年8月1日から利用定員を変更する施設(区域別)

区域	施設 類型	園名	定員変更の内容	令和7年度利用定員(8/1～)							増減						
				教育	保育				合計	教育	保育				合計		
				1号	2号	3号		計		1号	2号	3号		計			
						0歳	1・2歳					小計	0歳			1・2歳	小計
①中心部	幼稚園型	認定こども園 すみれ幼稚園	定員超過減算の見直し 定員区分の細分化	30	50	5	25	30	80	110	▲ 5	6	0	4	4	10	5
③東部	地方裁量型	認定こども園 コモドまつすえ園	定員超過減算の見直し	15	21	6	12	18	39	54	0	9	0	0	0	9	9
⑥北西部	幼保連携型	幼保連携型認定こども園 愛隣こども園	定員超過減算の見直し	6	42	6	22	28	70	76	0	3	3	4	7	10	10
⑧北条	保育所型	認定こども園 慈童保育園	定員区分の細分化	6	39	4	12	16	55	61	0	▲ 3	▲ 1	▲ 1	▲ 2	▲ 5	▲ 5
合計(4施設)											▲ 5	15	2	7	9	24	19

・令和7年4月1日時点の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業144施設のうち、利用定員の変更を希望する施設(上記4施設)を除く140施設は、令和7年度当初の利用定員と同数を設定する。

- ※利用定員の変更がない区域は掲載していない。
- ※定員減少の理由:地域の出生児童数の減少により、入園希望者が減少傾向にあるため。また、共働き世帯の増加により、1号から2号への需要変更が増えているため。
- ※定員増加の理由:保育ニーズに対応するため、定員の弾力化により定員を上回る状態で受け入れてきたが、制度改正により示された期間(2年間)では、120%までの年間平均在所率の調整が間に合わないため。

令和7年度の利用定員の設定について

2. 令和7年8月1日からの利用定員

①教育・保育給付認定別

区域	教育			保育					合計 (教育＋保育)
	1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号			計 (2号＋3号)	
					0歳	1・2歳	小計		
①中心部	896	470	1,366	1,511	242	975	1,217	2,728	4,094
②北東部	257	144	401	213	27	99	126	339	740
③東部	869	0	869	660	85	390	475	1,135	2,004
④南部	1,558	960	2,518	963	177	543	720	1,683	4,201
⑤西部	768	655	1,423	658	84	341	425	1,083	2,506
⑥北西部	522	0	522	342	43	215	258	600	1,122
⑦北部	401	0	401	461	84	280	364	825	1,226
⑧北条	246	0	246	365	41	173	214	579	825
⑨中島	1	0	1	15	0	5	5	20	21
市内合計	5,518	2,229	7,747	5,188	783	3,021	3,804	8,992	16,739

※1号は、認定こども園及び新制度幼稚園の合計利用定員。

※太枠内が変更後の今回設定する利用定員。

※地域型保育事業での、事業所内保育事業の従業員枠は含まない。

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。

令和7年度の利用定員の設定について

②施設区分別

区域	認定こども園							幼稚園			保育所					地域型保育事業						
	教育	保育					合計	教育			保育				保育							
		1号	2号	3号				計	合計	1号	私学	合計	2号	3号			合計	2号	3号			合計
				0歳	1, 2歳	小計								0歳	1, 2歳	小計			0歳	1, 2歳	小計	
①中心部	686	951	109	462	571	1,522	2,208	210	470	680	560	87	403	490	1,050	0	46	110	156	156		
②北東部	65	61	0	9	9	70	135	192	144	336	152	24	74	98	250	0	3	16	19	19		
③東部	699	394	31	186	217	611	1,310	170	0	170	243	27	120	147	390	23	27	84	111	134		
④南部	1,238	553	85	246	331	884	2,122	320	960	1,280	410	64	211	275	685	0	28	86	114	114		
⑤西部	198	357	25	118	143	500	698	570	655	1,225	301	40	169	209	510	0	19	54	73	73		
⑥北西部	166	177	6	77	83	260	426	356	0	356	165	37	138	175	340	0	0	0	0	0		
⑦北部	56	158	23	79	102	260	316	345	0	345	303	48	159	207	510	0	13	42	55	55		
⑧北条	221	130	4	52	56	186	407	25	0	25	235	33	112	145	380	0	4	9	13	13		
⑨中島	1	15	0	5	5	20	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
市内合計	3,330	2,796	283	1,234	1,517	4,313	7,643	2,188	2,229	4,417	2,369	360	1,386	1,746	4,115	23	140	401	541	564		

※太枠内が変更後の今回設定する利用定員。
※地域型保育事業での、事業所内保育事業の従業員枠は含まない。
※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。

～参考～

<利用定員について>

「子ども・子育て支援新制度」では、教育・保育給付認定こども(1号～3号)に対する施設型給付及び地域型保育給付を法定代理受領により施設等が受けるには、市町村の確認を受ける必要がある。その確認を受ける際には、認可定員の範囲内で子どもの教育・保育給付認定区分ごとに利用定員を設定する。

～各市町村で確認を受ける施設等～

- ・特定教育・保育施設・・・認定こども園、幼稚園、保育所
- ・特定地域型保育事業・・・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

<利用定員を設定する上での前提事項>

- ・認定こども園、保育所の利用定員は20人以上、幼稚園は最低利用定員を設けない。
(ただし、幼稚園型、地方裁量型認定こども園は、施設全体で20人以上に設定)
- ・認定区分(1号～3号)ごとに設定する。
{1号:3～5歳(教育を希望する子ども)、2号:3～5歳(保育を必要とする子ども)、3号:0歳と1・2歳(保育を必要とする子ども)}
- ・保育標準時間及び短時間の区分は行わない。
- ・原則として“認可定員＝利用定員”。
ただし、定員割れの場合は、利用状況を勘案し、認可定員以下の利用定員の設定が可能。定員超過の場合は、認可定員を実際の利用状況に合わせることを基本。

<利用定員の設定について>

- ・施設及び事業者の意向を考慮し、最近の実利用人数の実績や今後の見込みを踏まえて設定。
- ・地方版子ども・子育て会議等(本市では「松山市子ども・子育て会議」)での意見を聴き、都道府県へ事後の届出が必要。(子ども・子育て支援法第31条第2項、第3項並びに第43条第3項)
- ・利用定員を変更する場合は、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていない(新制度の自治体向けFAQ【第19.1版】No.104参照)が、総合的に判断していただくために審議を行う。

～参考～

<子ども・子育て支援法第31条、第43条(抄)>

第31条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

第43条

- 3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

<自治体向けFAQ【第19.1版】No.104(抄)>

定員を減少させる場合には3か月前までに施設長が市町村長に届け出ることが必要です。

なお、利用定員を変更する場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。